

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年2月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
御前崎市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
平成30年1月29日から平成30年2月28日まで
- 4 作業地域
御前崎市佐倉